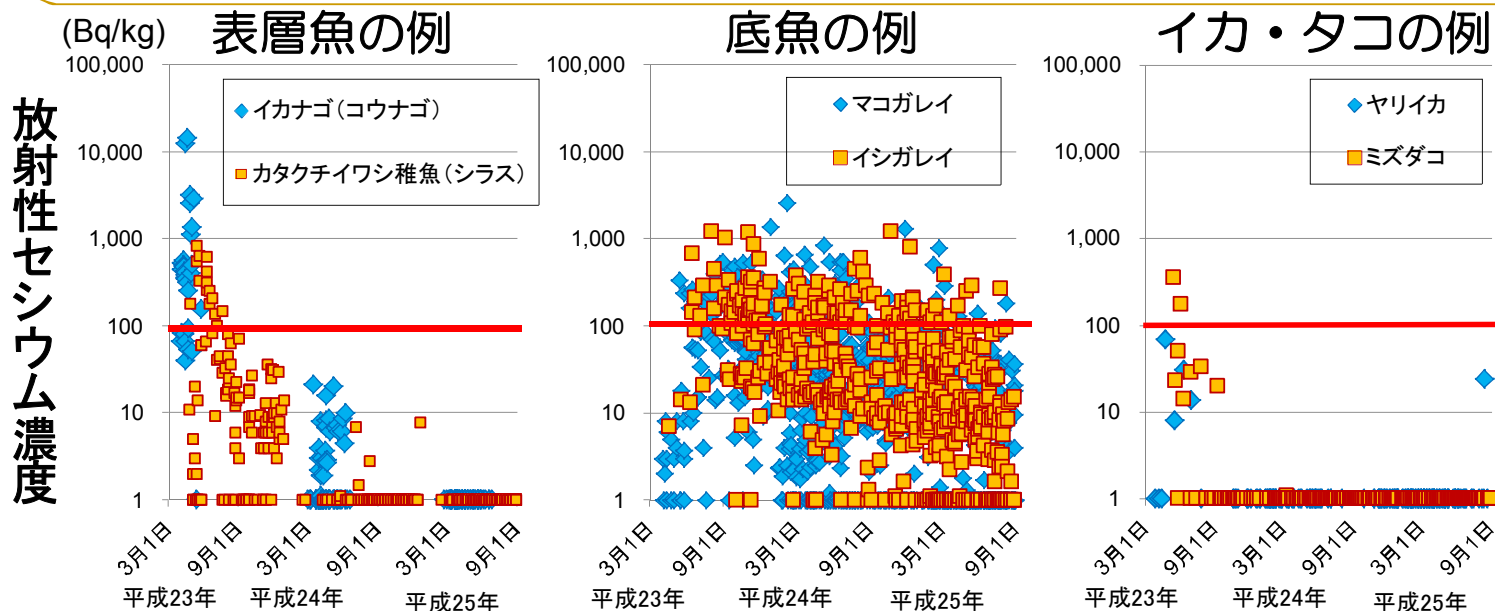


# 魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向

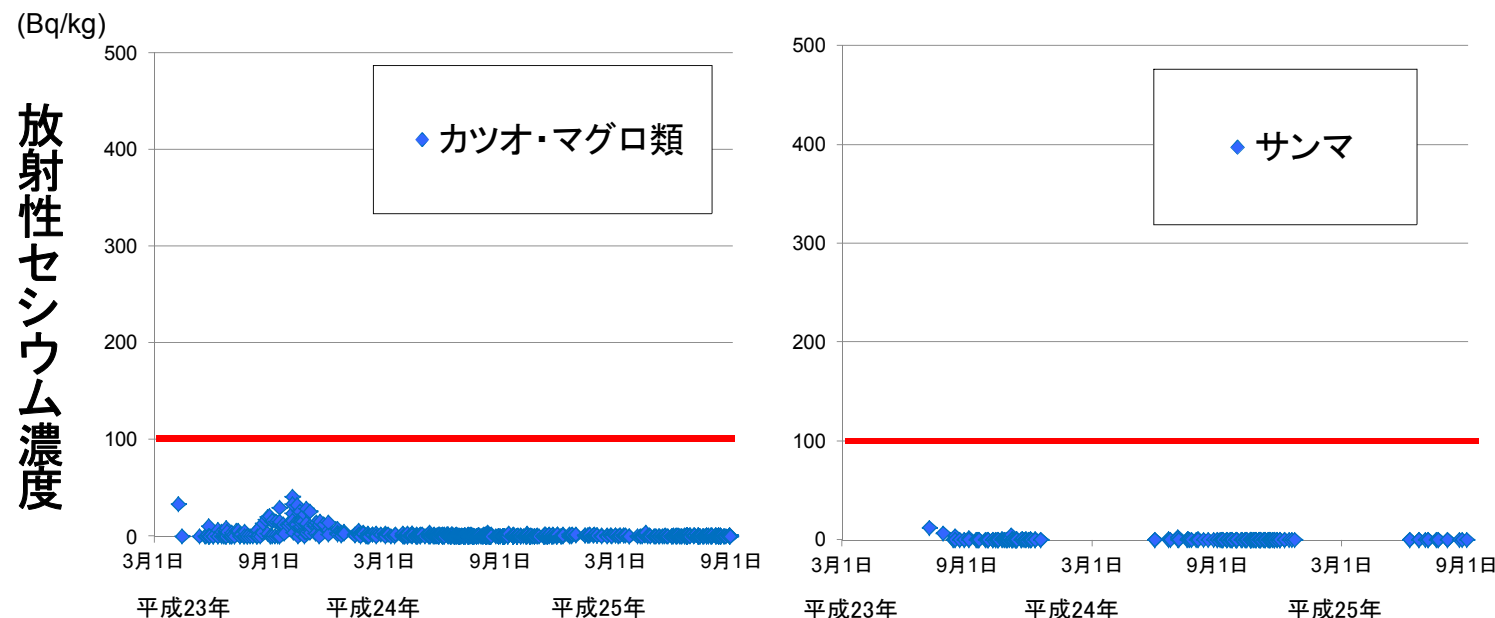
- シラス等の表層魚：時間の経過とともに基準値を下回る
  - カレイ等の底魚：現在でも基準値を上回る魚種が存在する
  - イカ・タコ、エビ・カニ、海藻類：基準値を下回る
- 生息域の環境や食性等が品目毎の傾向に関係



(注) 平成23年3月24日～平成25年8月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

# 魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(回遊性魚種)

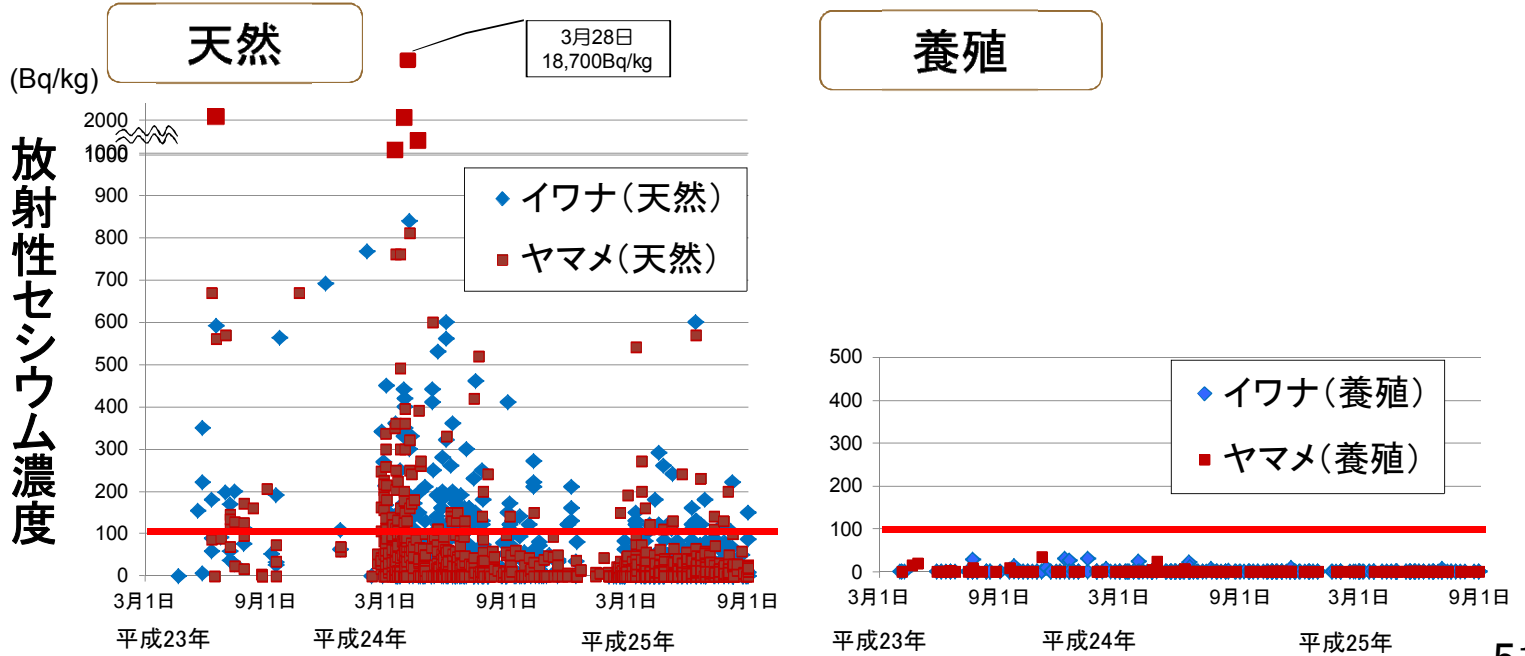
- カツオ、マグロ及びサンマなどの回遊性魚種については、平成23年度から全て100 Bq/kg以下



(注) 平成23年3月24日～平成25年8月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

# 魚種ごとの放射性セシウム濃度の傾向(内水面魚種)

○イワナ及びヤマメについては、一部地域の天然魚では基準値超えが見られる一方、養殖魚ではすべて100 Bq/kg以下。



(注) 平成23年3月24日～平成25年8月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

# 水産物に関する出荷制限(福島県)

食品の基準値を超えた品目について、地域的な広がりが見られる場合、原災本部長が関係都道府県知事に対し出荷制限等を指示。

## 摂取・出荷制限

海面	内水面
—	ヤマメ(新田川)

## 出荷制限

海面	内水面
ヒラメ等42魚種(福島県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・コイ・フナ・ヤマメ・ウナギ(一部の河川等)

(注) 平成25年9月6日現在

# 水産物に関する出荷制限(福島県以外)

## 出荷制限

	海面	内水面
岩手	スズキ・クロダイ (岩手・宮城県境の正東線以南)	イワナ・ウグイ(一部の河川等)
宮城	スズキ・クロダイ(宮城県沖) ヒガンフグ(金華山以南の宮城県沖)	アユ・イワナ・ウグイ・ヤマメ (一部の河川等)
茨城	シロメバル・スズキ・ニベ・コモンカスベ・マダラ(茨城県沖) イシガレイ・ヒラメ(北緯36度38分以上の茨城県沖)	アメリカナマズ・ウナギ・ギンブナ(一部の河川等)
栃木	—	イワナ(一部の河川等)
群馬	—	イワナ・ヤマメ(一部の河川等)
千葉	—	コイ・ギンブナ(手賀沼)

(注) 平成25年9月6日現在

53

# 水産物に関する自主規制

- 福島県、宮城県、茨城県は、食品の基準値(100Bq/kg)を超える恐れのある水産物の出荷を控えるため、自主規制を実施。

福島	福島県沖では全ての沿岸漁業及び底びき網漁業で操業を自粛(ただし、ミスダコ、ヤナギダコ、スルメイカ、ヤリイカ、ケガニ、ズワイガニ、沖合性のツブ貝(シライトマキバイ、チヂミエゾボラ、エゾボラモドキ及びナガバイ)、キチジ、アオメエソ(メヒカリ)、ミギガレイ(ニクモチ)、ユメカサゴ、ヤナギムシガレイ及びコウナゴ(イカナゴの稚魚)を対象とした試験操業を除く。)
茨城	海域別にアイナメ、クロメバル及びキツネメバル等の生産自粛

(注) 平成25年9月6日現在

54

# 消費者への原産地情報の提供

○ 平成23年10月から、東日本太平洋側で漁獲された生鮮水産物を中心に、生産水域の区画及び水域名を明確化し、原産地表示を推奨。

## 回遊性魚種の水域区分図

【回遊性魚種】

ネズミザメ、ヨシキリザメ、アオザメ、いわし類、サケ・マス類、サンマ、ブリ、マアジ、カジキ類、サバ類、カツオマグロ類、スルメイカ、ヤリイカ、アカイカ

①北海道・青森県沖太平洋  
(北海道青森沖太平洋)  
(北海道青森太平洋)

②三陸北部沖

③三陸南部沖

④福島県沖

⑤日立・鹿島沖

⑥房総沖

千葉県  
野島崎正東線

本土から200海里の線

⑦日本太平洋沖合北部

青森県岩手県  
境界正東線

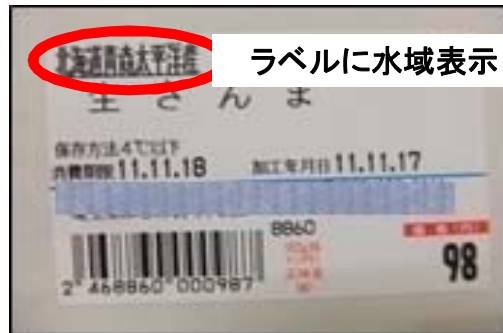
岩手県宮城県  
境界正東線

宮城県福島県  
境界正東線

福島県茨城県  
境界正東線

茨城県千葉県  
境界正東線

## 表示の例



ラベルに水域表示

房総沖産

